

山形市清掃問題審議会委員名簿（任期 R5.4.1～R7.3.31）

区分	団体の名称	役職名	氏名	備考
（知識経験者） 第1号委員	山形大学	名誉教授	國方 敬司	継続
	株式会社 山形新聞社	論説委員長	鈴木 雅史	新任
（市民組織の代表） 第2号委員	特定非営利活動法人 やまがた育児サークルラ ンド	ファミリー・サ ポート・センター 業務リーダー	山川 哲子	継続
	山形市消費者連合会	会長	鈴木 淳子	新任
	ごみ減量・もったいない ねット山形	会長	金澤 和子	継続
	山形市環境保健推進 協議会	会長	福島 寛治	継続
	山形市P T A連合会	母親委員長	高橋 あゆみ	新任
（行政機関及び団体の代表者） 第3号委員	山形県村山総合支庁 保健福祉環境部環境課	課長	後藤 忠史	新任
	山形商工会議所青年部	理事	國井 隆浩	新任
	山形県行政書士会	山形支部幹事	三部 浩幸	新任
	山形農業協同組合	J Aやまがた 女性部副部長	吉田 由貴子	継続
	山形県地球温暖化防止活 動推進センター	センター長	大場 健一	継続

○山形市清掃問題審議会条例

平成3年3月26日条例第8号

山形市清掃問題審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、この市の清掃行政に係る諸問題に関して、市長の諮問に応じ調査審議する機関の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この市に、山形市清掃問題審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の処理に関する基本的事項
- (2) その他清掃行政に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民組織の代表
- (3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時に専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第8条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事及び書記)

第9条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べるることができる。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。